

高島市 循環型社会形成推進地域計画
(第3期)

平成29年1月
平成31年2月変更
令和元年12月変更
令和2年11月変更
令和4年12月変更

滋賀県高島市

目次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向	1
(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	1
(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	2
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標	2
(1) 一般廃棄物等の処理の現状	2
(2) 生活排水の処理の現状	3
(3) 一般廃棄物等の処理の目標	4
(4) 生活排水の処理の目標	5
3. 施策の内容	6
(1) 発生抑制、再使用の推進	6
(2) 処理体制	8
(3) 処理施設等の整備	10
(4) 施設整備に関する計画支援事業	11
(5) その他の施策	11
4. 計画のフォローアップと事後評価	13
(1) 計画のフォローアップ	13
(2) 事後評価および計画の見直し	13

添付資料

様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1	14
様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2	17
様式3 高島市地域の循環型社会形成推進のための施策一覧	18
参考資料様式1 施設概要（マテリアルリサイクル施設系）	19
参考資料様式2 施設概要（エネルギー回収施設系）	20
参考資料様式6 施設概要（浄化槽系）	21
参考資料様式7 計画支援概要	22
添付資料1 対象地域図	24
添付資料2 目標設計に関するグラフ	25
添付資料3 分別区分説明資料	28
参考資料4 現有施設の概要	29
添付資料5 汚泥処理施設整備構想図	30
添付資料6 浄化槽整備区域図	31
添付資料7 高島市国土強靱化地域計画	32

高島市 循環型社会形成推進地域計画（第3期）

滋賀県高島市
令和4年12月

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名：高島市

面積：693.00 k m²

人口：51,349人（平成27年3月末現在、外国人含む）

46,455人（令和4年11月末現在、外国人含む）

(2) 計画期間

本計画は、平成29年4月1日から令和5年3月31日までの6年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

高島市（以下「本市」という。）は、平成17年1月に、湖西広域連合構成町村であるマキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町および新旭町が広域合併し、新しくできた市である。本市は豊かな自然環境に恵まれており、それぞれの地域住民の生活環境を保全するためには、廃棄物の適正処理を図り、快適なまちづくりの実現に努めなければならない。

このため、住民意識の啓発等によるごみの減量化、資源化および再生利用の徹底などにより排出抑制・再資源化に努めるとともに、焼却処理にあたっては熱エネルギーの活用も図る他、廃棄物処理における再生可能エネルギーの導入を検討するなど、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムを構築する。

また、高島市環境センターごみ処理施設は平成30年2月末に停止しており、新ごみ処理施設を令和11年度中に稼働させることを目指す。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

滋賀県では、ダイオキシン類の削減と、効率的な廃棄物処理等を目的として、平成11年3月に「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」を策定しており、県下の市町村を7ブロックに分けてごみの広域化処理を計画している。

本市は、ごみの広域化処理計画の湖西ブロックとして、新旭町の1施設を廃止し、湖西広域連合の1施設を更新し、平成17年1月1日の町村合併で高島市が同施設を継承している。

次期施設の新設においては、近隣自治体との広域化を検討したが、困難な状況にあり断念し、単独で市内に新たなごみ処理施設を整備することとした。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

高島市では、新たなごみ処理施設を令和 11 年度中に稼働させることを目指している。
 このため、プラスチック資源の分別収集及び再商品化についても、令和 11 年度中を目指し、検討する。

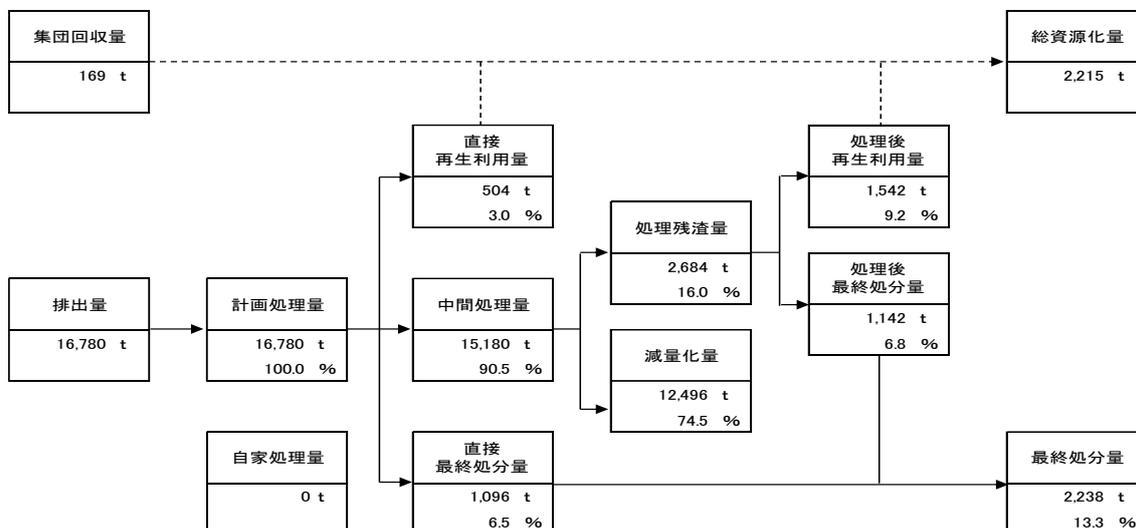
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 26 年度の一般廃棄物の排出処理状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、16,949 t であり、再利用される「総資源化量」は 2,215 t、リサイクル率（＝総資源化量÷発生量）は 13.1%である。

中間処理による減量化量は 12,496 t であり、集団回収量および自家処理量を除いた排出量の 74.5%が減量化されている。また、集団回収量および自家処理量を除いた排出量の 13.3%に当たる 2,238 t が埋め立てられている。中間処理のうち、高島市環境センターにおける焼却量は 14,090 t である。本市では、焼却処理施設の余熱を館内暖房や温水の熱源として利用しており、冬季には温水融雪（ロードヒーティング等）を行っていたが、高島市環境センターごみ処理施設は、平成 30 年 2 月末に停止している。



注 1) 直接再生利用量：古紙類（新聞紙、雑誌、シュレッダー、布類、飲料用紙パック、段ボール）

直接最終処分量：燃えないごみ A

注 2) 上記フローには、平成 26 年度に中間処理、平成 27 年度に最終処分した量も含めている。

図 1 現状（平成 26 年度）のごみ処理状況フロー

(2) 生活排水の処理の現状

平成 26 年度の生活排水の処理状況およびし尿・汚泥等の排出状況は、図 2 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 51,349 人（平成 27 年 3 月末）であり、汚水衛生処理人口は 46,274 人、汚水衛生処理率（＝（公共下水道＋農林業集落排水処理施設＋合併処理浄化槽の各人口）÷総人口）は、90.1%である。

し尿発生量は、4,215kL/年、浄化槽汚泥発生量は、8,616kL/年であり、自家処理を除いた処理・処分量（＝収集・運搬量）は、12,831kL/年である。

本市におけるし尿・浄化槽汚泥の処理は、高島市衛生センターにて行っていたが、この施設は、平成 29 年 9 月に稼働を停止し、10 月以降は、滋賀県琵琶湖流域下水道高島浄化センター内に整備した前処理施設（MICS センター）に搬入し、し渣を除去した後、高島浄化センターへ投入している。前処理後に発生するし渣は、本市が管理・運営しているごみ焼却施設の高島市環境センターにて焼却処理していたが、平成 30 年 2 月末に高島市環境センターごみ処理施設は停止し、民間業者に委託処理している。

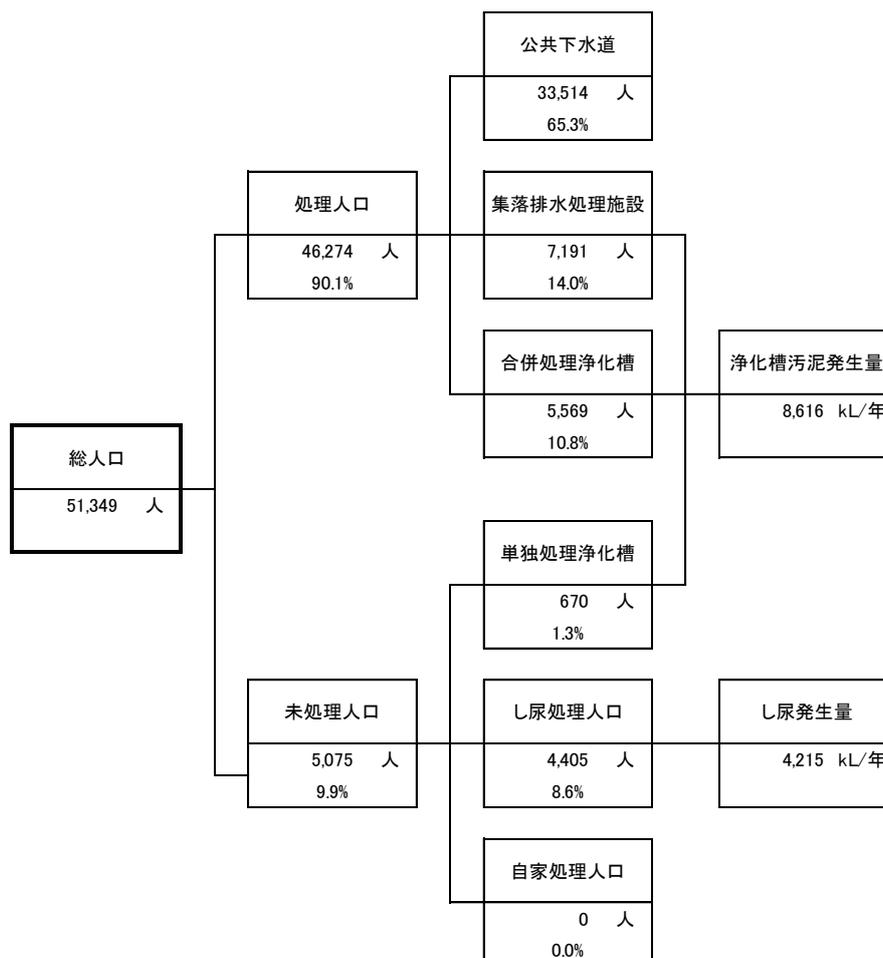


図 2 現状（平成 26 年度）の生活排水の処理状況フロー

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画期間中には、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1および図3のとおり目標について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状(割合 ^{※1}) (平成26年度)	目標(割合 ^{※1}) (令和5年度)
排出量	生活系 総排出量	13,827 トン	12,407 トン (-10.3%)
	1人当たりの排出量 ^{※2}	269 kg/人	254 kg/人 (-5.6%)
	事業系 総排出量	2,953 トン	2,650 トン (-10.3%)
	1事業所の排出量 ^{※2}	1.07 トン/事業所	0.96 トン/事業所 (-10.3%)
	合計 事業系生活系排出量合計	16,780 トン	15,057 トン (-10.3%)
再生利用量	直接資源化量	504 トン (3.0%)	1,023 トン (6.8%)
	総資源化量	2,215 トン (13.1%)	2,247 トン (14.8%)
熱回収量	熱利用量(年間の熱使用料)	29,000 GJ	29,000 GJ
減量化量	中間処理による減量化量	12,496 トン (74.5%)	11,096 トン (73.7%)
最終処分量	埋立最終処分量	2,238 トン (13.3%)	1,875 トン (12.5%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立処分量は排出量に対する割合、

総資源化量は排出量+集団回収に対する割合

※2 (1人当たりの排出量)={ (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

※3 (1事業者当たりの排出量)={ (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

事業所数は、総務省統計局「平成24年経済センサス」を基にした。

《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）

[単位：トン]

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において熱利用された年間の熱利用量 [単位：GJ]

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差 [単位：トン]

最終処分量：その他処分+埋立処分された量 [単位：トン]

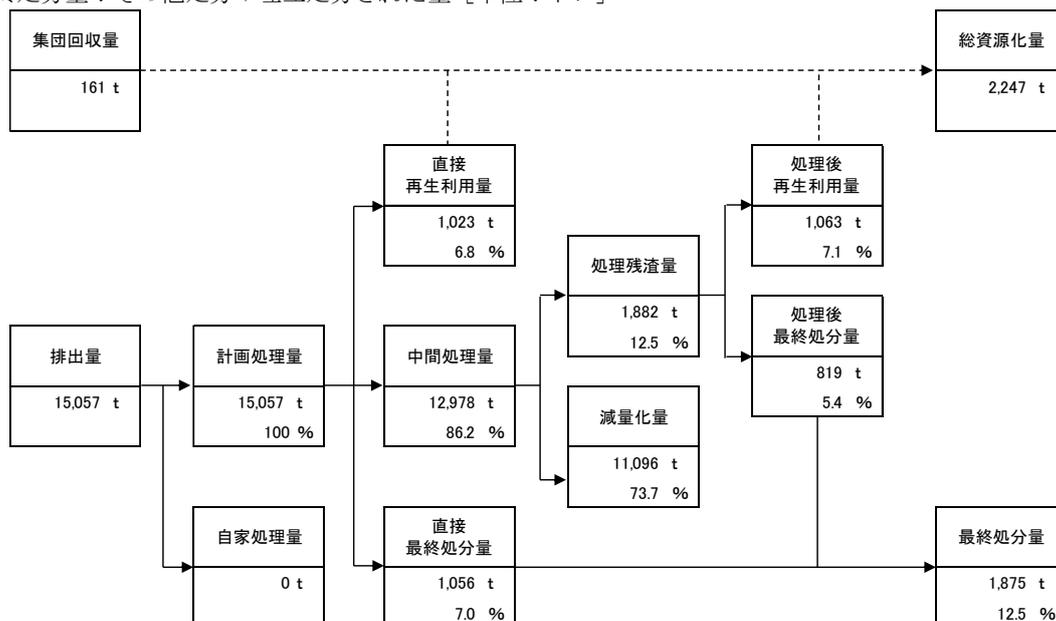


図3 目標年度（令和5年度）のごみ処理状況フロー

(4) 生活排水の処理の目標

本計画の計画期間中においては、生活排水の汚水衛生処理を目的とし、表2のとおり目標について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

項目		現状 (平成26年度)	目標 (令和5年度)
処理形態別人口	公共下水道	33,514 人 (65.3%)	38,398 人 (78.7%)
	集落排水処理施設	7,191 人 (14.0%)	4,466 人 (9.2%)
	合併処理浄化槽	5,569 人 (10.8%)	4,723 人 (9.7%)
	未処理人口※	5,075 人 (9.9%)	1,189 人 (2.4%)
	合計	51,349 人 (100.0%)	48,776 人 (100.0%)
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	4,215 kL	904 kL
	浄化槽汚泥量	8,616 kL	6,830 kL
	合計	12,831 kL	7,734 kL

※「未処理人口」の人口は、単独処理増加槽の人口、し尿処理人口および自家処理人口の合計値である。

3. 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア. 生ごみ削減対策（施策番号 1 2）

現在、生ごみ処理機導入補助の拡充を図り、生ごみ・水分量の減量推進を図っている。今後も引き続き、生ごみ・水分量の減量推進を図っていくとともに、ごみ分別の仕方の徹底や食品ロス削減による生ごみ減量施策について市民への啓発活動を推進していく。

イ. マイバッグ運動・レジ袋対策（施策番号 1 3）

県が開催するフォーラムへの参加、市内の商工会や民間業者等と協力し、レジ袋の削減やマイバッグ運動等を推進していく。

ウ. 集団回収活動の勧奨（施策番号 1 4）

集団回収については、これまで助成制度を活用し推進してきたが、今後は、地域独自での取組により、リサイクル意識の向上が図れるよう集団回収活動を勧奨していく。

エ. 排出抑制、再資源化施策（施策番号 1 5）

高島市環境センターの見学者に対し行っているごみの出し方やごみの処理方法について説明を行う際に、4Rの内容についても積極的に啓発していく。

また、市民が自主的に排出抑制に取り組むためにイベント等を活用し、広報活動など積極的に実施するとともに、イベント等への支援についても検討する。

さらに、企業等への責任分担と協力の要請によって、販売店における過剰包装自粛やリサイクル品等の店頭回収を推進していく。

オ. 有料化の検討（施策番号 1 1）

現在、施設に直接搬入されるごみ、個別に収集される粗大ごみおよび事業系ごみについては有料化しているが、家庭用ごみ袋についてはごみ袋の作製費相当で販売しており、収集費用は徴収していない。

しかしながら、ごみの排出抑制および負担の公平性を図るためには、家庭用ごみ袋の有料化の検討は必要不可欠であることから、まず、令和元年度にアンケートによる市民意識調査を実施した。

アンケート結果では、有料化を「実施しても構わない」という意見が約7割を占めており、こうした結果を踏まえ、今後は有料化する方向で、袋の種類や料金設定などについて検討を行うとともに、事業系ごみについても料金の見直しを検討する。

カ. 生活排水対策（施策番号 1 6）

下水道等への未接続世帯については、早急に接続するように要請するとともに、家庭等

から排出される汚濁負荷削減のため、無リン洗剤の使用、三角コーナネットの使用および水切り袋の使用等の啓発活動を図る。

また、合併処理浄化槽を設置する場合や維持管理を管理組合で実施する場合は、補助金を交付し、合併処理浄化槽の普及および適正管理を図る。

(2) 処理体制

ア. 生活系ごみの処理体制の現状と今後（施策番号 2 1）

分別区分および処理方法については、表 3 のとおりである。平成 27 年度からは小型家電リサイクル事業に取り組み、燃えないごみ B 類として排出されたもののうち、使用済小型家電については分別収集し、適正処理・再利用を図っている。

また、平成 28 年度からプラスチックボトルの分別収集を全域へ広げていく取り組みを進めている。その他については、現状の分別区分および処理方法を継続するものとする。

紙資源ごみをはじめとする資源ごみについては、現在の分別区分を継続しつつ、より一層の分別徹底を推進することにより、燃やせるごみへの混入率低減を目指し、併せて資源化率の向上を図るものとする。

イ. 事業系ごみの処理体制の現状と今後（施策番号 2 2）

事業系ごみについては、生活系ごみに準じた処理体制とし、直接搬入されるごみの処理・処分については、今後も継続していくものとする。

特に、ごみが発生しにくい事業活動を推進するよう多量排出事業所に働きかけ減量化計画の策定を促すなど適正処理を推進していく。

ウ. 一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在は、産業廃棄物である繊維業の糸くず、扇骨業の竹材、事業系廃プラスチックを市で受け入れて処理・処分をしている。今後は、リーフレットの配布等により事業系廃プラスチックの排出抑制を図るとともに、ダイオキシン類対策も鑑み、廃プラスチックの受け入れを止めることも検討する。

エ. 生活排水処理の現状と今後（施策番号 2 3）

生活排水の処理については、引き続き、公共下水道や集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域等で合併処理浄化槽の普及を進めていく。

また、し尿および浄化槽汚泥（集落排水処理施設からの汚泥を含む）については、現行どおり収集等を行っていくものとする。

オ. 今後の処理体制の要点

- ◇生活系ごみについては、紙資源ごみをはじめとして一層のごみ減量に努めたうえで、資源化率の向上を図る。特に、プラスチックボトルの分別収集を市内全域に広げていく取り組みを進める。
- ◇多量排出事業者に働きかけ、減量化計画の策定を促し、事業系ごみの発生を抑制する。
- ◇人口散在地域等で合併処理浄化槽の普及を進める。

表3 高島市の分別区分と処理方式の現状と今後

現状 (26年度)				今後 (令和5年度)				
分別区分	処理方法	処理施設等		分別区分	処理方法	処理施設等		処理見込み (ト)
		一次処理	二次処理			一次処理	二次処理	
燃やせるごみ	溶解	高島市環境センター (ごみ処理施設)	大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場 (溶融飛灰) (溶融スラグ) 再資源化	燃やせるごみ	焼却	委託処理	委託処理	10,965
燃えないごみA類	埋立	大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場、市内不燃物処理場	大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場、市内不燃物処理場	燃えないごみA類	埋立	大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場、市内不燃物処理場	大阪湾広域臨海環境整備センター埋立処分場、市内不燃物処理場	108
ガレキ類※1				燃えないごみB類				ガレキ類※3
燃えないごみB類	複合 (破砕選別ほか)	高島市環境センター (リサイクル施設)	高島市環境センター (ごみ処理施設) (可燃物) (資源物) 委託処理 (不燃物) 各処理場	燃えないごみB類	複合 (破砕選別ほか)	高島市環境センター (リサイクル施設)	(可燃物) 委託処理 (資源物) 委託処理 (不燃物) 各処理場	174
粗大ごみ				粗大ごみ				23
飲食用カン	リサイクル (選別圧縮等)	高島市環境センター (リサイクル施設)	(日本容器包装リサイクル協会に引き渡し)	飲食用カン	リサイクル (選別圧縮等)	高島市環境センター (リサイクル施設)	(売却)	114
飲食用ビン・化粧品ビン・服用する薬のビン				飲食用ビン類				399
ペットボトル				ペットボトル				122
プラスチックボトル※2				プラスチックボトル				1
新聞・ダンボール・飲用紙パック・その他古紙 (雑誌)・シユレツダ紙・古着類				古紙・古布類				(売却)
廃食用油	廃食用油	(委託処理)	(委託処理・売却)	13				
有害ごみ	有害ごみ	(委託処理)	(委託処理)	30				
	使用済小型家電	(委託処理)	(委託処理)	-				

※1 ガレキ類は、朽木地域のみの回収である。
 ※2 プラスチックボトルは、高島地域のみの回収である。
 ※3 ガレキ類は、朽木地域のみの回収である。 令和11年度中の稼働を目指す。

(3) 処理施設等の整備

ア. 廃棄物処理施設

前記(2)の分別区分および処理体制で処理を行い、令和11年度までに処理施設を稼働させるため、表4のとおり必要な処理施設の整備等を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間(年度)	国土強靱化計画
1	マテリアルリサイクル推進施設	新リサイクル施設整備事業(仮称)	約6t/日	未定	R4~R13	—
2	エネルギー回収型廃棄物処理施設	新ごみ処理施設整備事業(仮称)	約52t/日	未定	R4~R11	—

(整備理由)

事業番号1 既存施設の老朽化、再生利用の推進。

事業番号2 既存施設の老朽化、効率的なごみ処理を行うため。

イ. 合併浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおりに行う。

表5 合併浄化槽への整備計画

事業番号	事業名	直近の整備済基数(基)(平成26年度)	整備計画基数(基)	整備計画人口(人)	事業期間(年度)	国土強靱化計画
3	浄化槽設置整備事業	21	92	528	H29~R4	高島市国土強靱化地域計画
	合計	21	92	528		

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3) アの施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	整備施設種類施設名	事業名	事業内容	事業期間(年度)
31	リサイクルセンター (仮称)新環境センター	マテリアルリサイクル推進施設整備事業	施設整備基本計画策定	R4~R5
			生活環境影響調査	R5~R6
32	ごみ焼却施設 (仮称)新環境センター	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	施設整備基本計画策定	R4~R5
			生活環境影響調査	R5~R6

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア. 廃家電のリサイクルの普及啓発(施策番号41)

廃家電のリサイクルについて、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力し、引き続き普及啓発を行う。

イ. 使用済小型家電リサイクルの普及啓発(施策番号50)

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」に基づき、平成27年7月からは市役所や公民館に回収ボックスを設置し、使用済小型家電の回収を行っている。今後は、使用済小型家電リサイクルの分別排出について、広報誌や市ホームページ等で普及啓発を行い、より多くの使用済小型家電の適正処理およびリサイクルを推進する。

ウ. 不法投棄対策(施策番号43)

滋賀県や警察および関係機関と連携を図りつつ、地域の自治会などと一体となった普及啓発やパトロールの強化などを行うことによって不法投棄を防止する。

エ. 熔融スラグの利用推進および普及啓発等(施策番号42)

熱回収施設より回収される熔融スラグを安定的に有効利用するためにコンクリート2次製品製造業者等への売り込みを行うとともに、公共事業において利用促進し、需要

拡大を図っていたが、高島市環境センターごみ処理施設は、平成 30 年 2 月末に停止している。

オ. 地域のバイオマス利活用（食品廃棄物）（施策番号 4 5）

平成 17 年度から市民を対象に生ごみ処理機設置等事業補助金制度を、実施してきたが、平成 26 年度からは、補助率等の拡充に加え、市内事業所を対象に実施しており、平成 26 年度は市民 779 件、事業所 13 件の生ごみ処理機の設置実績があった。

今後も引き続き食品廃棄物の発生抑制・利活用を図るとともに、たい肥化、生ごみ処理残渣の利活用について検討を行う。また、環境学習等において、生ごみの水切りやコンポストによるたい肥化について取り上げて意識啓発を行う。

カ. 地域のバイオマス利活用（廃食油）（施策番号 4 6）

廃食油は、現在市内業者に回収処理を委託しており、B D F に精製し再利用をしている。

今後は、民間事業者による同様の廃食油の有効利用の取組を広げていくとともに、排出方法の変更や普及啓発活動を通じて、廃食油の回収率を向上させる。

キ. 地域のバイオマス利活用（木質バイオマス）（施策番号 4 7）

家庭から排出される庭木等の剪定枝の草木類について処理施設への受け入れは行っていないが、民間事業者において草木類のチップ化が行われている。

今後も引き続き民間事業者による草木類のチップ化を推進するとともに、市内の畜産農家等への家畜敷き藁材、家畜排せつ物をたい肥化する際の副資材としての利用や家庭における薪ストーブの導入など有効利用の取り組みを広げていく。

ク. 事業系ごみとしての撚糸・糸くずの利活用（施策番号 4 8）

本地域の特徴的な地場産業により、独自に発生している撚糸・糸くず（一部ロール状のものを含む）については、高カロリーであるために排出事業者へのごみの出し方（環境センターで直接投入が可能なサイズ：40 cm 以下に裁断する等）を指定するとともに指導を強化し、事業者向けのリーフレットを配布し、より一層の周知を図る。

ケ. 再生可能エネルギー等の導入促進や先進的な取組と普及啓発（施策番号 4 9）

最終処分場跡地における太陽光発電設備の導入や民間事業者による廃食油、木質チップ等の発電利用を促進するとともに、先進的な取組や成果を啓発する。

また、既存施設における設備機器のインバータ化や照明器具の L E D への交換等による省エネ化を推進する。

コ. 災害時の廃棄物処理に関する事項（施策番号44）

令和元年10月に策定した「高島市災害廃棄物処理計画」を踏まえ、災害廃棄物の仮置場候補地を確保し、広域的処理できるよう進める。処理においては、災害廃棄物の分別・選別を徹底し、可能な限り再生利用および減量化を行う。

また、大規模災害等の不測の事態が発生し、市施設で処理が困難になった災害廃棄物を円滑に処理するため、民間事業者と締結した協定により、処理に向けた連携体制を構築し、緊急事態に備える。

4. 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、滋賀県および国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価および計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成の状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画 総括表1(平成29年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	高島市	(2) 地域内人口	51,349人	(3) 地域面積	693.00km ²
(4) 構成市町村等名	高島市	(5) 地域の要件*	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立(予定)年月日： 年 月 日 設立、認可予定 設立されていない場合、今後の見通し： 無し				

*交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位 年		過去の状況・現状(排出量等に対する割合)					目標
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	令和5年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	3,748	3,715	3,696	3,051	2,953	2,650 (-10.3%)
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.02	1.34	1.34	1.1	1.07	0.96 (-10.3%)
	生活系 総排出量(トン)	15,374	13,724	13,657	15,416	13,827	12407 (-10.3%)
	1人当たりの排出量(kg/人)	287	259	261	297	269	254 (-5.6%)
合計	事業系生活系の総排出量合計(トン)	19,122	17,439	17,353	18,467	16,780	15,057 (-10.3%)
再生利用量	直接資源化量(トン)	1,025 (5.3%)	916 (5.2%)	652 (3.7%)	533 (2.8%)	504 (3.0%)	1,023 (6.8%)
	総資源化量(トン)	3,238 (16.9%)	3,015 (17.2%)	2,688 (15.3%)	2,537 (13.6%)	2,215 (13.1%)	2,247 (14.8%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量 MWH)	—	—	—	—	—	—
	エネルギー回収量 (年間の熱利用量 GJ)	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000	29,000
減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	13,561 (70.9%)	12,779 (73.3%)	12,899 (74.3%)	13,697 (74.2%)	12,496 (74.5%)	
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	2,562 (13.4%)	1,923 (11.0%)	2,013 (11.6%)	2,472 (13.4%)	2,238 (13.3%)	1,875 (12.5%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付(添付資料2)

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ焼却施設	高島市環境センター	高島市	全連続式	75トン/日	H15.4	R11.9 廃止予定 (H30.2 休止)	未定	浸水想定なし	平成30年2月末に休止し、平成30年3月より積替施設として利用
リサイクルセンター	高島市環境センター	高島市	リサイクル施設 (破碎・選別・圧縮・梱包・保管)	25トン/5h	H16.4	R14.3 廃止予定	未定	浸水想定なし	
ストックヤード	高島市環境センター	高島市	保管 (ダンボール・古布)	320㎡	H20.4	R14.3 廃止予定	未定	浸水想定なし	
最終処分場	今津不燃物処理場	高島市	サンドイッチ方式・管理型	全容量 58,000㎡	H3.9	R3.3 休止	未定	浸水想定なし	
最終処分場	朽木不燃物処理場	高島市	サンドイッチ方式・管理型	全容量 5,368㎡	S59.7	R13.3 休止予定	未定	浸水想定なし	継続利用
最終処分場	新旭糞庭不燃物処理場	高島市	サンドイッチ方式・管理型	全容量 160,500㎡ (増設250㎡)	S43.4 (増設) H24.4	R3.11 休止	未定	浸水想定なし	(平成20年～平成23年最終処分場再生事業実施済)
し尿処理施設	高島市衛生センター	高島市	標準脱窒素処理方式	70kL/日	S54.4	H30.3 廃止	未定	浸水想定なし	(平成9年度更新)平成29年10月から高島浄化センター内の前処理施設(MICSセンターに移行)

(2) 更新(改良)・新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月	更新(改良)・新設理由	廃焼却施設解体の有無 (解体施設の名称)	廃焼却施設解体事業 着手(予定)年月 完了(予定)年月	想定される浸水深と対策	プラスチック 再商品化を実施 するための 施設整備事業	備考
ごみ焼却施設	(仮称) 高島市環境センター	高島市	全連続式	約52トン/日	R11.10	施設の老朽化及び効率的なごみ処理を行うため。		未定	浸水想定なし	—	
リサイクルセンター	(仮称) 高島市環境センター	高島市	リサイクル施設 (破碎・選別・圧縮・梱包・保管)	約6トン/5h	R14.4	施設の老朽化及び効率的なごみ処理を行うため。		未定	浸水想定なし	○	

4 生活排水処理の目標

指標・単位	年度	過去の状況					目標
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	令和5年度
総人口		53,641	53,054	52,392	51,903	51,349	48,776
公共下水道	汚水衛生処理人口	30,931	31,845	31,845	32,389	33,514	38,398
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	58%	60%	61%	62%	65%	79%
集落排水施設	汚水衛生処理人口	9,480	9,240	9,240	8,308	7,191	4,466
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	18%	17%	18%	16%	14%	9%
合併処理浄化槽	汚水衛生処理人口	6,001	5,771	5,771	5,592	5,569	4,723
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	11%	11%	11%	11%	11%	10%
未処理人口	汚水衛生処理人口	7,229	6,198	5,536	5,614	5,075	1,189
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	13%	12%	11%	11%	10%	2%

※ 別添資料として指標と人口の要因に関するトレンドグラフを添付（添付資料2）

5 浄化槽の整備状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	年度	基数	処理人口	目標年度	
浄化槽設置整備事業	高島市	21	60	H26	92	528	R5	

※計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付（添付資料5）

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模		事業期間 ※5		総事業費(千円)						交付対象事業費(千円)						備 考			
			単位		開始	終了	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度				
○マテリアルリサイクル推進等に関する事業							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
マテリアルリサイクル推進施設整備事業	1	高島市	約6	t/5h	R12	R13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	工事期間 R12～R13年度 整備には、防衛省の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を活用予定	
○エネルギー回収等に関する事業							0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	2	高島市	約52	t/日	R8	R11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	工事期間 R8～R11年度 整備には、防衛省の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を活用予定	
○浄化槽に関する事業							34,880	6,513	6,513	4,077	6,513	5,632	5,632	34,880	6,513	6,513	4,077	6,513	5,632	5,632		
浄化槽設置整備事業	3	高島市	92	基	H29	R4	34,880	6,513	6,513	4,077	6,513	5,632	5,632	34,880	6,513	6,513	4,077	6,513	5,632	5,632		
○施設整備に関する計画支援事業							9,658	0	0	0	0	0	9,658	9,658	0	0	0	0	0	0	9,658	
マテリアルリサイクル推進施設事業	31	高島市			R4	R7	3,767	0	0	0	0	0	3,767	3,767	0	0	0	0	0	0	3,767	整備には、防衛省の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を活用予定
エネルギー回収型廃棄物処理施設事業	32	高島市			R4	R7	5,891	0	0	0	0	0	5,891	5,891	0	0	0	0	0	0	5,891	整備には、防衛省の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を活用予定
合 計							44,538	6,513	6,513	4,077	6,513	5,632	15,290	44,538	6,513	6,513	4,077	6,513	5,632	15,290		

様式 3

高島市地域の循環型社会形成推進のための施策一覧（今後行う施策）

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金必要の要否	事業計画						備考
					開始	終了		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
発生抑制、再使用の推進に関するもの	11	有料化の検討	・有料化の検討 ・料金の見直しの検討	高島市	29	2	×							
	12	生ごみ削減対策	・生ごみの自家処理の支援や維持 ・食品ロス削減の推進	高島市	29	4	×							
	13	マイバッグ運動・レジ袋対策	・買い物袋やマイバッグ持参	高島市	29	4	×							
	14	集団回収活動の勧奨	・支援の継続	高島市	29	1	×							
	15	排出抑制、再資源化施策	・施設見学者等に対する啓発 ・イベントや広報等を活用した啓発	高島市	29	4	×							
			・企業等への責任分担と協力の要請	高島市	29	1	×							
16	生活排水対策	・広報活動の実施 ・啓発活動の強化	高島市	29	4	×								
処理体制の構築、変更に関するもの	21	生活系ごみの処理体制、使用済小型家電の回収	紙ごみ等の分別および使用済小型家電回収を徹底し、燃やせるごみへの混入率軽減と資源化率の向上を図る。	高島市	29	4	×							
	22	事業系ごみの処理体制	生活系ごみに準じた収集・処理・処分を徹底する。また、多量排出事業者に減量化計画策定を促す。	高島市	29	1	×							
	23	生活排水処理体制	合併浄化槽の普及を図る。	高島市	29	4	×							
処理施設の整備に関するもの	1	新リサイクル施設の整備	施設の老朽化及び再生利用の推進を図るため、新リサイクル施設の整備を進め、令和14年度の供用開始を目標に整備を行う。	高島市	12	13	○							工事期間 R12～13年度
	2	新ごみ処理施設の整備	施設の老朽化及び効率的なごみ処理を行うため、新ごみ処理施設整備の整備を進め、令和11年度中の供用開始を目標に整備を行う。	高島市	8	11	○							工事期間 R8～R11年度
	3	浄化槽設置整備事業	合併浄化槽の整備を進め、水質の保持に努める。	高島市	29	4	○							
処理施設に係る計画支援に関するもの	31	新リサイクル施設の整備	基本計画策定、生活環境影響調査	高島市	4	7	○							
	32	新ごみ処理施設の整備	基本計画策定、生活環境影響調査	高島市	4	7	○							
その他	41	廃家電等のリサイクルの普及啓発	家電リサイクル法の対象品目について、買い替え時に小売業者へ適切に引き渡すよう指導	高島市	29	4	×							
	42	熔融スラグの利用促進および普及啓発等	熔融スラグを使用したコンクリート2次製品等の利用推進や普及啓発等	高島市	29	29	×							
	43	不法投棄対策	地域の自治会などと協力し、普及啓発やパトロールの強化を行う。	高島市	29	4	×							
	44	災害時の廃棄物処理に関する事項	周辺の焼却施設等との連携体制を構築し、緊急事態に備える。	高島市	29	4	×							
	45	地域のバイオマス利活用(食品廃棄物)	生ごみ処理機等による食品廃棄物の発生抑制・利活用を行う。	高島市	29	4	×							
	46	地域のバイオマス利活用(廃食油)	民間事業者での利活用取組拡大、廃食油回収率の向上を図る。	高島市	29	1	×							
	47	地域のバイオマス利活用(木質バイオマス)	家庭から排出される草木類の利活用取組拡大を図る。	高島市	29	4	×							
	48	事業系ごみとしての燃糸・糸くずの利活用	燃糸・糸くずについて、事業者への排出方法の指導を強化する。	高島市	29	1	×							
	49	再生可能エネルギー等の導入促進や先進的な取組と普及啓発	最終処分場や民間施設での再生可能エネルギー導入促進、既存施設での省エネ化推進を図る。	高島市	29	4	×							
	50	使用済小型家電リサイクルの普及促進	使用済小型家電の分別排出について普及啓発する。	高島市	29	1	×							

施設概要（マテリアルリサイクル施設系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	高島市
(2) 施設名称	新リサイクル施設（仮称）
(3) 工期	令和 12 年度 ～ 令和 13 年度
(4) 施設規模	処理能力 約 6 t / 日
(5) 処理方式	未定
(6) 地域計画内の役割 ※1	再生利用の推進
(7) 廃焼却施設解体工事 の有無	有

「ストックヤード」を整備する場合

(8) ストック対象物	未定
-------------	----

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(9) 容器包装リサイクル 推進施設の内訳	①分別収集回収拠点の整備 ・ごみの分別収集・処理方法 ・ごみ容器の種類・設置基数 ・建築物の構造 ②小規模ストックヤードの整備 ・施設規模 ・ストック対象物 ③簡易プレス機の整備 ・処理方法 ・処理能力 ・設置場所 ④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備 ・導入台数（積載量） ・運行計画
--------------------------	--

「灰溶融施設」を整備する場合

(10) スラグの利用計画	—
---------------	---

(11) 事業計画額	2,147,841 千円（全体：2,147,841 千円） うち、交付対象事業費 0 千円（全体：0 千円）
------------	---

※1 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。

※本地域計画の期間内には事業を行わない。

※整備には、防衛省の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を活用予定。

施設概要（エネルギー回収施設系）

【参考資料様式 2】

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	高島市
(2) 施設名称	新ごみ処理施設（仮称）
(3) 工期	令和 8 年度 ～ 令和 11 年度 （全体：令和 4 年度 ～ 令和 11 年度）
(4) 施設規模	処理能力 約 52 t / 日（約 26 t / 日 × 2 炉）
(5) 形式及び処理方式	ストーカ方式（予定）
(6) 余熱利用の計画	1. 発電の有無 未定 2. 熱回収の有無 有（熱利用率 未定）
(7) 地域計画内の役割 ※1	施設の老朽化、効率的なごみ処理を行うため
(8) 廃焼却施設解体 工事の有無	有

「ごみ燃料化施設」を整備する場合

(9) 燃料の利用計画	—
-------------	---

「メタンガス化施設」を整備する場合

(10) バイオガス 熱利用率	—
(11) バイオガスの利用 計画	—

(12) 事業計画額	7,176,694 千円（全体：7,176,694 千円） うち、交付対象事業費 0 千円（全体：0 千円）
------------	---

※1 基幹的設備改良事業を実施する場合は、二酸化炭素の削減率を記載すること。また、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用する場合は、廃棄物処理施設で生じた熱や発電した電力を地域でどう活用するかについても記載すること。

※整備には、防衛省の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を活用予定
※本地域計画の期間内には事業を行わない。

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	高島市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	目的：浄化槽の整備を推進することにより、水環境への汚濁負担量を低減し、望ましい水環境の形成に寄与することにより、循環型社会の形成を図る。 内容：合併処理浄化槽を整備しようとする者に対し、補助金を交付する。
(4) 事業期間 (生活排水処理基本計画期間)	令和 29 年度 ～ 令和 4 年度 (平成 24 年度 ～ 令和 8 年度)
(5) 事業対象地域の要件	人口 面積 沖繩 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他
(6) 事業計画額	交付対象事業費 34,880 千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模
【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	基準額合計	総事業費	交付対象 事業費
5人槽	58基 (290人分)	20,156	20,156	20,156
6～7人槽	34基 (238人分)	14,724	14,724	14,724
8～10人槽	基 (人分)			
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
宅内配管費	基			
撤去費	基			
雨水貯留槽 等再利用	基			
改築費(災 害)	基			
改築費(長 寿命化)	基			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
	効果的な転換促進及び管理適正化推進費			
合計	92基 (528人分) ※基数の合計には、宅内配管 費、撤去費、改築費を除く。	34,880	34,880	34,880

計 画 支 援 概 要

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	高島市		
(2) 事業目的	新リサイクル施設整備のため		
(3) 事業名称	施設整備基本計画策定	生活環境影響調査 (方法書・調査・評価)	生活環境影響調査 (方法書・調査・評価)
(4) 事業期間	令和4年度～ 令和5年度 (全体：令和4年度～ 令和7年度)	令和5年度 (全体：令和4年度～ 令和7年度)	令和6年度 (全体：令和4年度～ 令和7年度)
(5) 事業概要	・施設整備基本計画策定	・生活環境影響調査	・生活環境影響調査

(6) 総事業計画額	3,767千円 (全体：156,799千円) うち、交付対象事業費 3,767千円 (全体：46,547千円)	21,390千円 (全体：156,799千円) うち、交付対象事業費 21,390千円 (全体：46,547千円)	21,390千円 (全体：156,799千円) うち、交付対象事業費 21,390千円 (全体：46,547千円)
------------	---	---	---

※整備には、防衛省の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を活用予定。

計 画 支 援 概 要

都道府県名 滋賀県

(1) 事業主体名	高島市		
(2) 事業目的	新ごみ焼却施設整備のため		
(3) 事業名称	施設整備基本計画策定	生活環境影響調査 (方法書・調査・評価)	生活環境影響調査 (方法書・調査・評価)
(4) 事業期間	令和4年度～ 令和5年度 (全体：令和4年度～ 令和7年度)	令和5年度 (全体：令和4年度～ 令和7年度)	令和6年度 (全体：令和4年度～ 令和7年度)
(5) 事業概要	・施設整備基本計画策定	・生活環境影響調査	・生活環境影響調査
(6) 総事業計画額	5,891千円 (全体：246,240千円) うち、交付対象事業費 5,891千円 (全体：72,803千円)	33,456千円 (全体：246,240千円) うち、交付対象事業費 33,456千円 (全体：72,803千円)	33,456千円 (全体：246,240千円) うち、交付対象事業費 33,456千円 (全体：72,803千円)

※整備には、防衛省の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金を活用予定。

添付資料1 対象地域図



添付資料 2 目標設定に関するグラフ

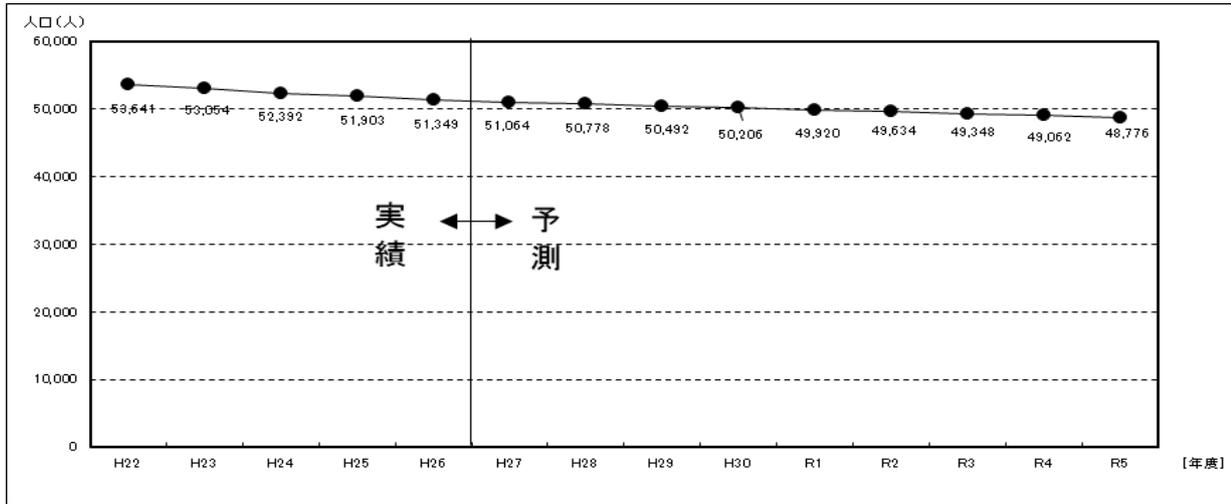


図1 人口推移

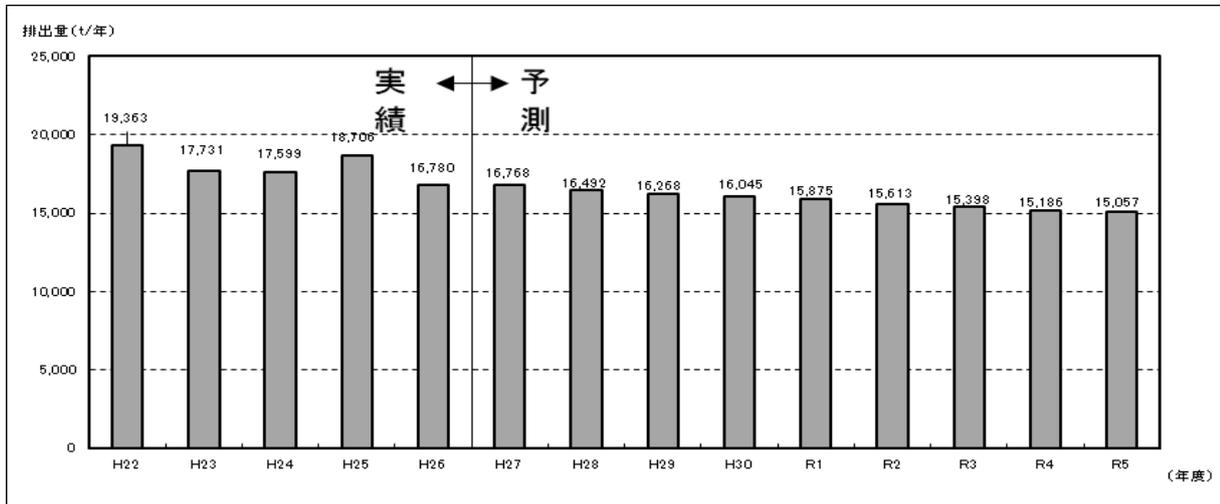


図2 ごみ排出量の推移(その1)

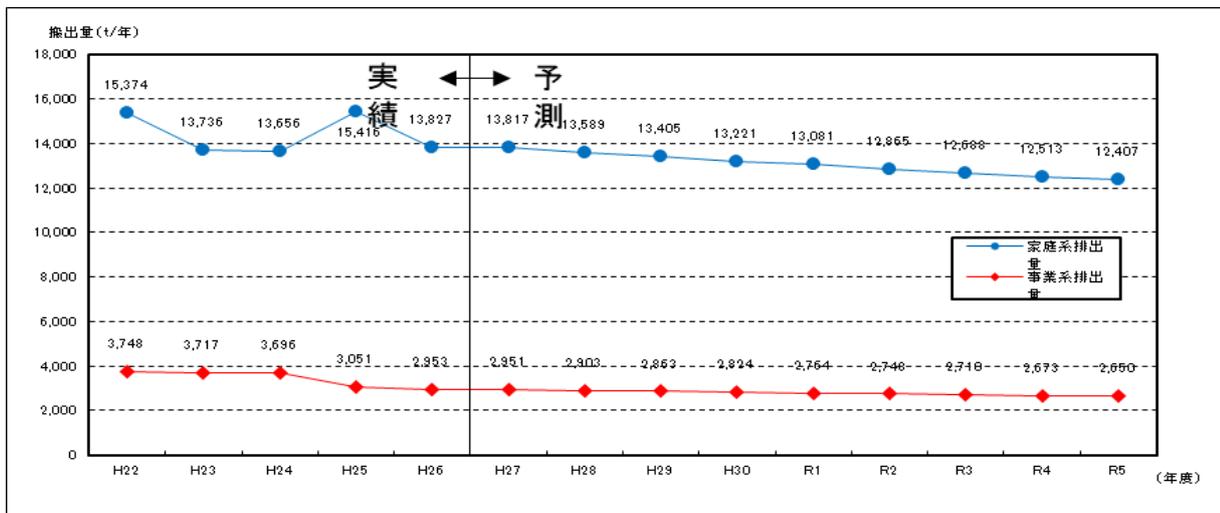


図3 ごみ排出量の推移(その2)

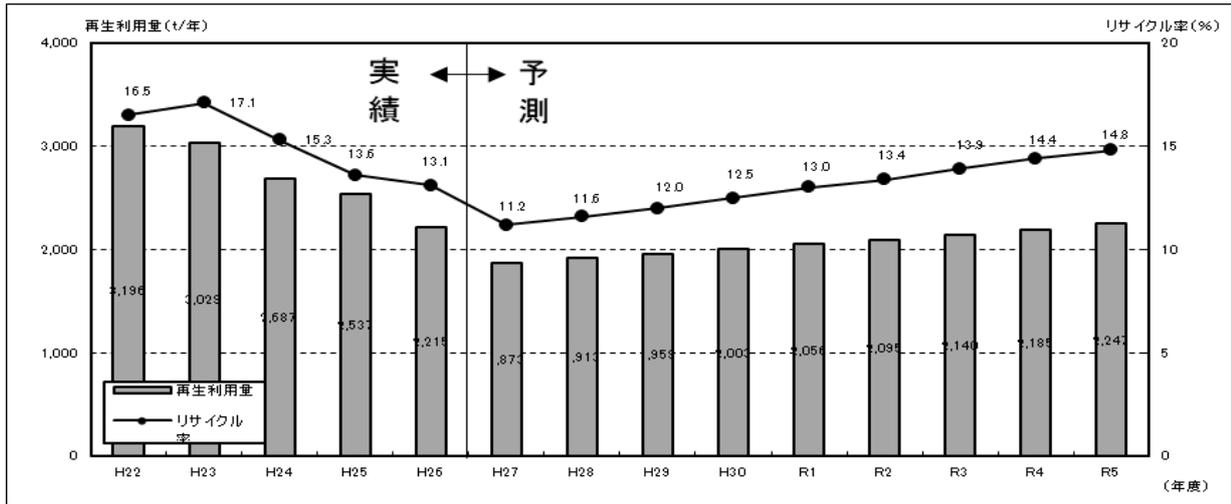


図4 再生利用量とリサイクル率の推移

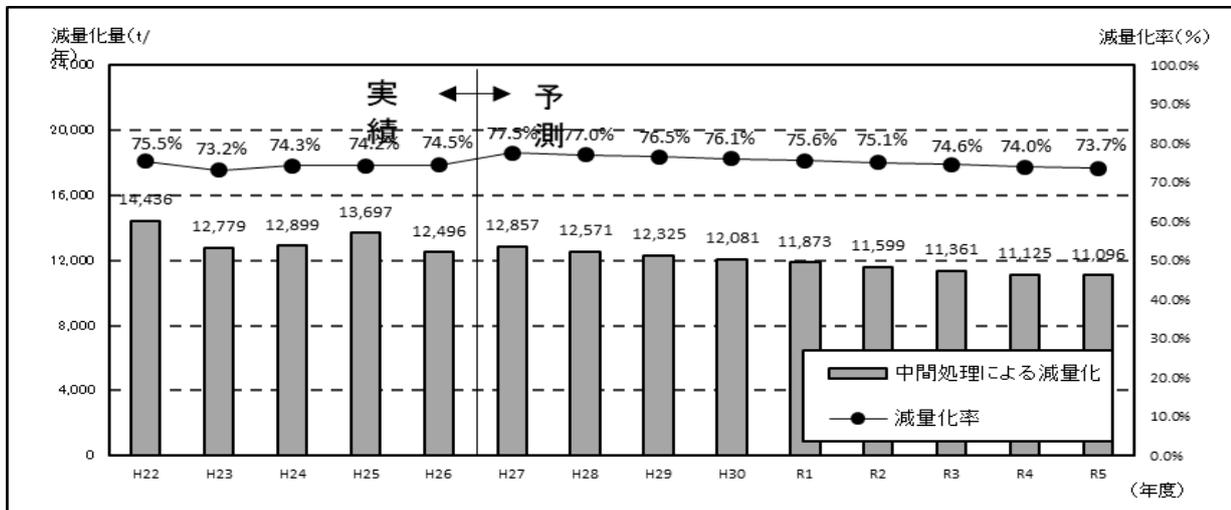


図5 中間処理による減量化量の推移

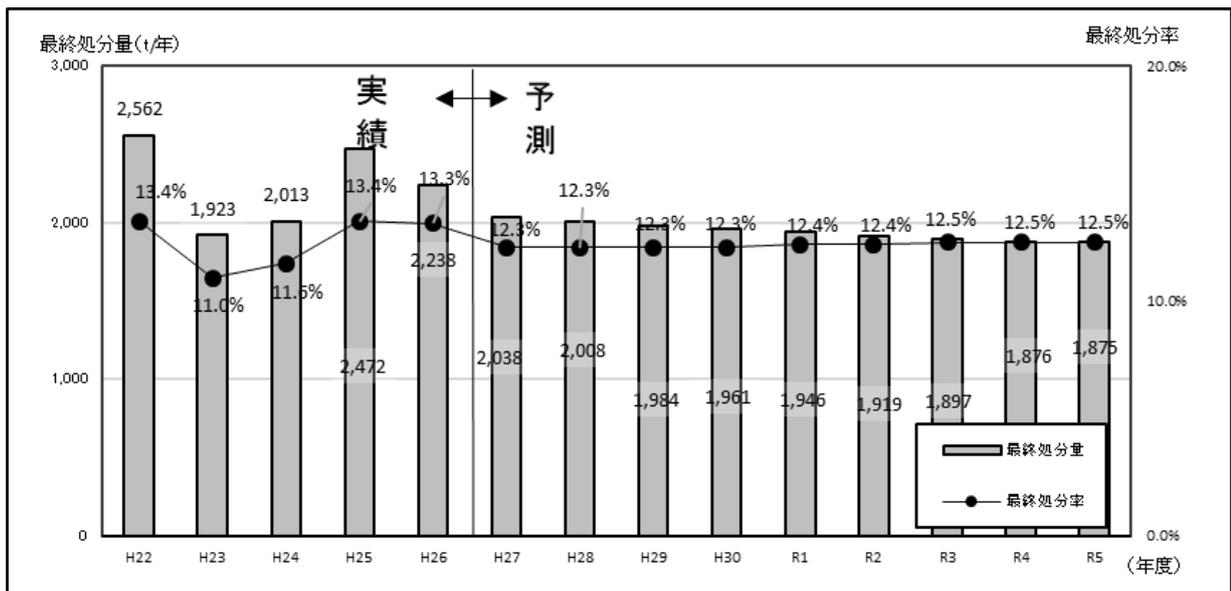


図6 最終処分量の推移

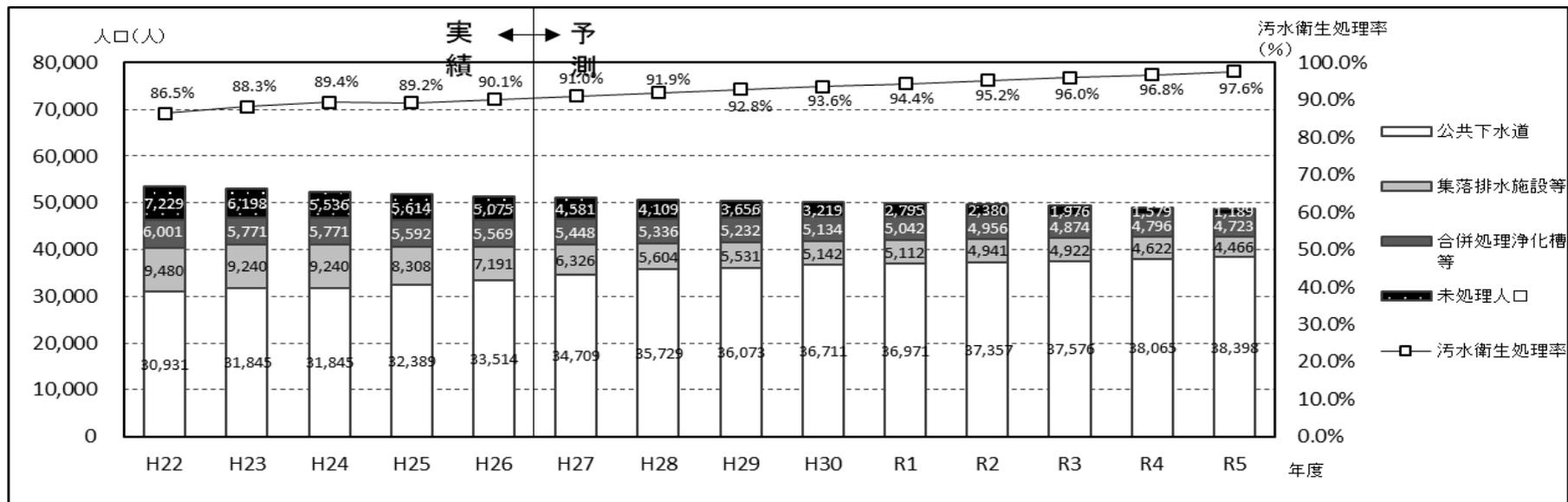


図7 生活排水処理人口および汚水衛生処理率の推移

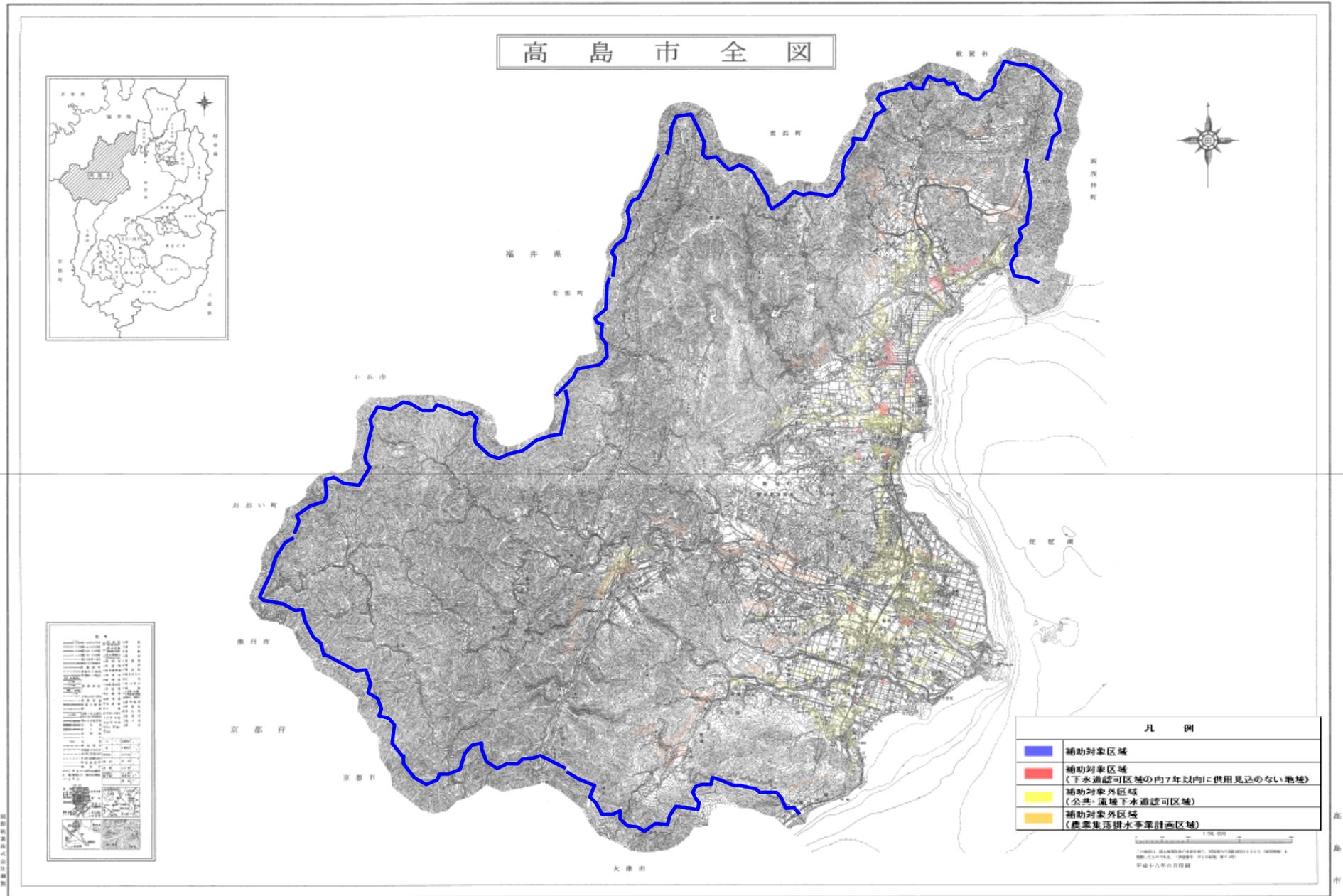
添付資料3 分別区分説明資料

(平成26年度現在)

区分	内容	収集方法	収集頻度	収集主体
燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック類 ・紙、木、綿くず、布、革、ゴム ・生ごみ ・衛生用品 	ステーション 指定袋	週2回	委託
燃えないごみA類	<ul style="list-style-type: none"> ・陶磁器類（茶わん、皿、花ビンなど） ・ガラス製品類（化粧品ビン、コップ、窓ガラス、電球など） 	ステーション 個人所有 不燃物収集 コンテナ	月1回	委託
燃えないごみB類	<ul style="list-style-type: none"> ・小形金属類（スプレー缶、鎌、はさみなど） ・小形電気製品類（アイロン、ゲーム機、電気コードなど） 	ステーション 個人所有 不燃物収集 コンテナ	月1回	委託
飲食用カン	<ul style="list-style-type: none"> ・ビール ・ジュース ・缶詰のカン ・ペットフードのカン 	ステーション 資源専用 コンテナ	月2回	委託
飲食用ビン	<ul style="list-style-type: none"> ・ジュース ・のりびん ・調味料 ・ウイスキー ・コーヒーなど 	ステーション 資源専用 コンテナ (白色、茶色、 黒色)	月2回	委託
ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトル識別マークの入ったボトル 	ステーション 青色ネット袋	月2回	委託
プラスチックボトル (高島地域のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・シャンプー、家庭用洗剤など 	ステーション 白色ネット袋	月2回	委託
新聞・段ボール・ その他古紙(雑誌) ・シュレッター紙・ 牛乳パック・古着等	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞（チラシが混ざったままでも良い） ・本(書籍、雑誌、パンフレット、ノート) ・ダンボール(ガムテープや留め具は取り除く) ・牛乳パック（ひもでしっかり縛る） ・古着（透明の袋に入れる） 	拠点回収 紙資源回収 ステーション	月2回	委託
廃食油	<ul style="list-style-type: none"> ・天ぷら油など（植物性の食用油に限る） 	拠点回収	—	—
有害ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・蛍光管 ・乾電池 	拠点回収	—	—
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・大型燃えるごみ（ふとん、たたみ、大型ポリバケツなど） ・大型木製家具類（机、たんす、下駄箱など） ・大型金属製品（自転車、一輪車など） ・大型電気製品（ファブリーカー、掃除機など） 	直接搬入 戸別回収	—	—
ガレキ類 (今津、朽木地域のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・陶磁器類 ・ガラス製品類 ・瓦 ・レンガ ・タイル 	直接搬入	—	—

添付資料4 現有施設の概要

	施設名称	種類	処理する廃棄物	処理能力	所在地	竣工年月	備考
①	高島市環境センター (ごみ処理施設)	中間処理施設 流動床ガス化溶融方式 焼却炉	可燃ごみ	75 t /日 (37.5 t /日×2 炉)	高島市今津町途中谷 236 番地	H15. 4	H30 年 2 月末に停 止し、H30 年 3 月 より積替施設とし て利用
	高島市環境センター (リサイクル施設)	中間処理施設 破碎・選別・圧縮・梱 包・保管	資源ごみ、不燃ごみ、 粗大ごみ	25 t /日 (粗大・不燃 15 t /5h、資 源 10 t /5h)	高島市今津町途中谷 236 番地	H16. 4	
	高島市環境センター (ストックヤード施設)	ストックヤード	段ボール、古布	320m ²	高島市今津町途中谷 236 番地	H20. 4	
②	マキノ不燃物処理場	サンドイッチ方式 最終処分場	不燃ごみ	全体容量 52,000m ³	高島市マキノ町沢 202 番地	S48. 12	H16 年 3 月埋立終了
③	今津不燃物処理場	サンドイッチ方式 最終処分場	不燃ごみ(土砂、瓦礫 類、タイル、レンガ、 陶器類、ガラス)	全体容量 58,000m ³ 残余容量 9,415m ³ (H26 末)	高島市今津長町杉山 35 番地	H3. 9	R2 年 3 月埋立終了 予定
④	新旭饗庭不燃物処理場	サンドイッチ方式 最終処分場	不燃ごみ(土砂、瓦礫 類、タイル、レンガ、 陶器類、ガラス)	全体容量 160,650m ³ 残余容量 201m ³ (H26 末)	高島市新旭町饗庭 717 番地	S43. 4	H20~H23 最終処分 場再生事業実施済 R8 年埋立終了予定
⑤	高島市横山不燃物処理場	サンドイッチ方式 最終処分場	不燃ごみ(土砂、瓦礫 類、タイル、レンガ、 陶器類、ガラス)	全体容量 19,600m ³	高島市武曾横山 1536 番地	S59. 2	H21 年 6 月埋立終了
⑥	高島市拝戸不燃物処理場	再資源化施設	不燃ごみ	圧縮機 12 t /5 h ガラス粉砕機 25 t /5 h	高島市拝戸 391 番地 1	S49. 4	
⑦	安曇川不燃物処理場	サンドイッチ方式 最終処分場	不燃ごみ	全体容量 25,000m ³	高島市安曇川町南舟 木 816 番地	S47. 10	H7 年 3 月埋立終了
⑧	朽木不燃物処理場	サンドイッチ方式 最終処分場	不燃ごみ(土砂、瓦礫 類、タイル、レンガ、 陶器類、ガラス)	全体容量 5,368m ³ 残余容量 1,712m ³ (H26 末)	高島市朽木荒川 1119 番地	S59. 7	R7 年埋立終了予定
⑨	高島市衛生センター	標準型脱窒素処理方式 し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	70kL/日	高島市今津町 770 番 地	S52. 4	H29 年 10 月から高 島浄化センター内 の前処理施設 (MICS センター) に移行



高島市国土強靱化地域計画

～強くしなやかなまちの実現～



令和2年7月

滋賀県高島市

Ⅹ【環境・上下水道】	
① 有害物質等対策の推進	
ア	有害物質の流出・拡散を未然に防止するため、有害物質を使用する事業者に対して、水質汚濁防止法等に基づく漏えい防止等の措置状況の把握に努めます。
② 浄化槽の管理体制の整備	
ア	災害に強く早期に復旧できるよう、法定検査の実施、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進します。
イ	災害発生時における浄化槽の躯体の損壊、槽内装置の故障等被災状況についての報告・連絡体制を構築するため、浄化槽台帳システムの導入などにより、浄化槽の管理状況を把握します。
③ 災害廃棄物処理体制の強化・充実	
ア	災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けて、処理体制の充実・強化を図るため、適宜、高島市災害廃棄物処理計画の内容を点検します。
イ	計画の適正な運用や、災害廃棄物処理に係る対応能力の向上等を目的に、処理対応に係る職員訓練等を実施します。
《重要業績指標》	
○合併浄化槽利用者数	(H26)5,569人 → (R5)4,723人
○農林業集落排水処理施設の公共下水道への接続	(H30) 9箇所 → (R6) 14箇所
《国支援対象事業》	
○新ごみ処理施設整備事業	

◆横断的施策分野

Ⅰ【リスクコミュニケーション】	
① 防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上	
ア	地域防災力の向上を図るため、住民や自主防災組織等への出前講座での研修・交流、女性や若者を含めた地域の防災リーダーとなる多様な担い手の育成、継続的な防災訓練等を実施します。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促します。
イ	過去に発生した災害に関する言い伝えや、過去の災害の教訓を踏まえて減災・防災に誘う「生活防災」を浸透させていく取組なども、研修を通して促進します。
ウ	市民、事業者、国、県等と連携して、最大クラスの洪水および内水氾濫を考慮した浸水想定「地先の安全度マップ」や水防法に基づく「浸水想定区域図」を活用した避難体制の充実支援や安全な住まい方への誘導や市街地等の小流域河川における、突発的なゲリラ豪雨などを想定した雨量による避難判断の検討などを行い、地域防災力の向上を図ります。
エ	万一の原子力災害に対して「正しく知って、正しく伝え、正しく防ぐ」ため、住民とのリスクコミュニケーションを進め、知識の普及・啓発に取り組めます。